

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第4項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条の2第1項（免許証の更新の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の5（免許証の更新の特例）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）、第29条の2（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日は含まない。） エリア外の警察署は20日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係、エリア外警察署にあっては住所地を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係、エリア外警察署にあっては住所地を管轄する警察署交通課 運転免許課 電話0952-98-2220 内線220
備 考：